

■熊本県立劇場で使用する電気における質問及び回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	契約書内容	・「契約電力 1, 100キロワット」とありますが、「契約電力(本線) 1, 100キロワット 契約電力(予備線) 1, 100キロワット」へ変更可能でしょうか。	可能です。
2	契約書内容	・「～乙の発電費用等の変動により基本料金単価又は従量料金単価を改定する必要性が生じたときは、甲、乙協議の上、これを改定することができる。」とありますが、「～乙の発電費用等の変動により基本料金単価又は従量料金単価を改定する必要性が生じたときは、乙は甲に通知の上、これを改定することができる。」へ変更可能でしょうか。	不可です。
3	契約書内容	・「乙は、各月の使用電力量、最大需要電力、力率及び電気料金算定に必要なもの(次項において「使用電力量等」という。)について計量を行うものとする。」 「前項の計量は、原則として、毎月初日(午前0時)に行うものとし、乙は、当該計量時に記録された電力量計の読み取りにより使用電力量等の値を算定し、これを甲に通知しなければならない。」とありますが、法的分離が実施されたため、「乙は、九州電力送配電株式会社から計量器に計量された値を毎月末日に検針した値を九州電力送配電株式会社から受領し、その値により電力使用量を算定する。」へ変更可能でしょうか。	「乙は、各施設の需要地を管轄する一般送配電事業者(以下、一般送配電業者)が計量器に計量された値を毎月末日に検針した値を一般送配電事業者から受領し、その値により電力使用量を算定し、これを甲に通知しなければならない。」へ変更可能です。
4	契約書内容	・「～その書類を受理した日から30日を経過する日までに、電気料金を乙に支払わなければならない。」とありますが、「～検針日の翌日から起算して30日目の日までに支払うものとする。」へ変更可能でしょうか。 ・また、変更できない場合は、「ただし、乙の供給条件に支払期日の定めがある場合は、当該定めに従い支払うものとする。」を追記可能でしょうか。 (契約書の条項の変更及び追加が不可能な場合) 検針日の翌日にFAX又は電子メールで請求した場合、その日から起算して30日以内に支払っていただくことは可能でしょうか。(振込票でのお支払いの場合は、後日、振込票を郵送いたします。)	いずれの場合も不可です。
5	契約書内容	・「～第8条第1項の財務大臣の決定する率」とありますが、「年10パーセント」へ変更可能でしょうか。 ・また、変更できない場合は、「ただし、乙の供給条件に遅延利息の定めがある場合は、当該定めに従い、支払うものとする。」を追記可能でしょうか。	いずれの場合も不可です。
6	仕様書内容	・「九州地区の一般送配電事業者」とありますが、「九州電力送配電株式会社」へ変更可能でしょうか。	不可です。
7	契約書	・当社が落札した場合、割引料金に関する項目については、電気需給契約書とは別に契約書の締結が可能でしょうか。 ・また、不可の場合、電気需給契約書に、項目の追加が可能でしょうか。(例:請求額の積算方法等)	電力需給契約書とは別に契約書を締結することは、不可です。 なお、電力需給契約書は、落札者の割引料金の算定に合わせ、請求額の積算方法等を追加記載します。
8			
9			
10			